

府公第 122 号 - 1

平成 25 年 6 月 20 日

公文書管理委員会

委員長 御厨 貴 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 29 条第 2 号の規定に基づき、別紙文部科学省行政文書管理規則改正案について、諮問します。

文部科学省行政文書管理規則の改正について

【改正概要】

○平成25年7月1日の組織再編に伴い名称が変更される組織（科学技術政策研究所）の名称を改める。【第5条第1項】

【施行日】

平成25年7月1日（文部科学省組織令の一部を改正する政令の施行日と同日。）

○文部科学省・文化庁訓令第 号

文部科学省行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年 月 日

文部科学大臣 下村 博文

文部科学省行政文書管理規則の一部を改正する訓令（案）

文部科学省行政文書管理規則（平成二十三年文部科学省・文化庁訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「科学技術政策研究所」を「科学技術・学術政策研究所」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年七月一日から実施する。

改正案	現行
<p>(主任文書管理者)</p> <p>第五条 国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所、日本学士院及び日本芸術院(次項において「施設等機関等」という。)に、総括文書管理者の指名するところにより、それぞれ主任文書管理者を一名置く。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(主任文書管理者)</p> <p>第五条 国立教育政策研究所、科学技術政策研究所、日本学士院及び日本芸術院(次項において「施設等機関等」という。)に総括文書管理者の指名するところにより、それぞれ主任文書管理者を一名置く</p> <p>2 (略)</p>